



平成 28 年 9 月 21 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 エ ナ リ ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 村 上 憲 郎
(コード番号：6079 東証マザーズ)
問 合 せ 先 コーポレートコミュ ニケーション室長 白 土 朋 之
(TEL. 03-5284-8326)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催した取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 10 月 26 日開催の当社臨時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、あらたに業務執行取締役でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められるようになったことに伴い、これらの取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるように、規定を変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第 30 条 (取締役の<u>会社に対する責任の制限</u>)</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に</u>、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、あらかじめ定められた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>第 30 条 (取締役の責任限定契約)</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、あらかじめ定められた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
<p>第 40 条 (監査役の<u>会社に対する責任の制限</u>)</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役との間に</u>、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、あらかじめ定められた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>第 40 条 (監査役の責任限定契約)</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役との間に</u>、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、あらかじめ定められた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 : 平成 28 年 10 月 26 日

定款変更の効力発生日 : 平成 28 年 10 月 26 日

以 上